

＜路程計算の考え方（県立学校・市町村（学校組合）立学校＞

（１）近距離旅行チェック（出張となる距離（４km）の判断基準）

出発地と用務地共に、その地が属する起点（大字・町の重心点）間の距離

（２）車賃等の基礎となる路程

ア． 出発地、帰着地：住所地点（ピンポイント）

イ． 用務地：用務地が属する起点（町・大字の重心点）

例：公署（Ｂ地区）発で旅行を行う場合（自宅・滞在地発については、公署をそれぞれに読み替えてください）

【パターン ①】 用務地Ｒ（Ｂ地区）

実際の路程では２０kmあるが、出発地（公署）と用務地が同一地区（同一の起点）のため、上記（１）による起点間の計算では０kmとなり、出張とはならない。

【パターン ①'】 用務地Ｒ（Ｂ地区）

※出発地は公署、帰着地が自宅の場合

用務地と帰着地が同一地区（同一の起点）ではないし、各起点間距離も１５kmあるため旅費が支給できそうに見えるが、近距離旅行のチェックは、（１）のとおり出発地と用務地間で判断される（帰着地は考慮していない）ため、上記①と同じく、出張とはならない。

【パターン ②】 用務地Ｓ（Ｃ地区）

実際の路程では３０kmだが、出発地（公署）があるＢ地区の起点と用務地があるＣ地区の起点間の距離の１５kmで判断されて、出張となる。実際にシステムで計算される車賃等の基礎となる路程は、出発地・帰着地（公署）の住所地点から用務地があるＣ地区の起点までの距離である１０km（往復）となる。

【パターン ②'】 用務地Ｓ（Ｃ地区）

※出発地は公署、帰着地が自宅の場合

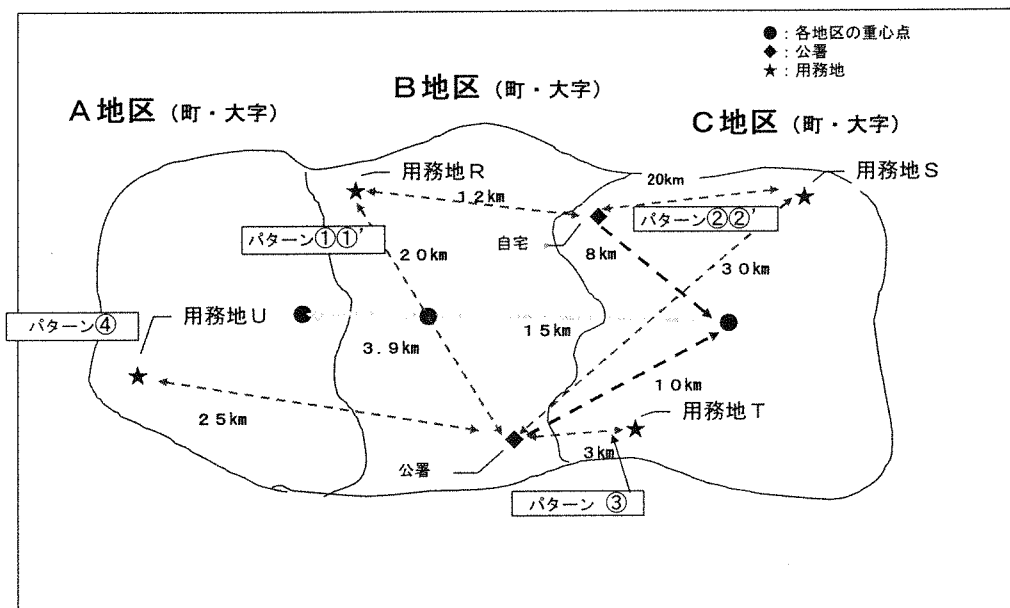
②のとおり、出張となる。実際にシステムで計算される車賃等の基礎となる路程は、出発地（公署）の住所地点から用務地があるＣ地区の起点までの距離である１０kmと、用務地があるＣ地区の起点から帰着地（自宅）までの距離である８kmを足したものになる。

【パターン ③】 用務地Ｔ（Ｃ地区）

実際の路程では３kmなので、近距離出張扱いで旅行命令簿の作成は出来ないように見えるが、実際はパターン②と同様、出発地（公署）があるＢ地区の起点と用務地があるＣ地区の起点間の距離の１５kmで判断されて出張となり、車賃の基礎となる路程も１０kmとなる。

【パターン ④】 用務地Ｕ（Ａ地区）

実際の路程では２５kmあり、また、出発地（公署）と用務地が同一地区（同一の起点）ではないため、出張となるように見えるが、出発地（公署）があるＢ地区の起点と用務地があるＡ地区の起点間の距離の３．９kmで判断されて、出張とならない。



-----> 実際の路程

-----> 近距離旅行かどうかを判断する時の路程

-----> 実際、システムで計算される、車賃等の基礎となる路程

※ A地区・B地区への旅行は「旅費不支給区間」であり、また、別記様式「旅行命令簿（旅費の支給を伴わない旅行）」による取り扱いも必要ない。（ただし、自宅発着の場合は必要）